

令和2年5月 富山市議会臨時会議案

# 目 次

議案第 87 号	令和2年度富山市一般会計補正予算（第1号）……………	1 頁
議案第 88 号	富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	1 2
議案第 89 号	令和2年6月の特別職の職員の期末手当の特例に関する条例制定の件……………	1 3
議案第 90 号	富山市新型コロナウイルス感染症対策基金条例制定の件……	1 5
報告第 2 号	専決処分について承認を求める件（富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件）……………	1 7
報告第 3 号	専決処分について承認を求める件（富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件）……………	2 3
報告第 4 号	専決処分報告の件（訴えの提起の件）……………	2 5
報告第 5 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	2 8

議案第 8 7 号

令和 2 年度富山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度富山市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2 , 9 7 4 , 1 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 8 , 5 4 2 , 5 9 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		23,182,239	42,450,539	65,632,778
	1 国庫負担金	17,191,868	172,379	17,364,247
	2 国庫補助金	5,876,276	42,278,160	48,154,436
17 財産収入		356,877	8	356,885
	1 財産運用収入	297,941	8	297,949
19 繰入金		1,560,441	523,559	2,084,000
	2 基金繰入金	1,356,700	523,559	1,880,259
歳入合計		165,568,489	42,974,106	208,542,595

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		16,822,901	41,726,448	58,549,349
	1 総務管理費	8,733,979	41,680,174	50,414,153
	2 企画費	5,069,537	47,070	5,116,607
	7 監査委員費	81,146	△ 796	80,350
3 民生費		63,465,067	314,678	63,779,745
	1 社会福祉費	29,290,733	44,998	29,335,731
	2 児童福祉費	29,661,852	269,680	29,931,532
4 衛生費		8,701,455	287,384	8,988,839
	1 保健衛生費	4,638,892	287,384	4,926,276
6 農林水産業費		4,645,873	1,857	4,647,730
	1 農業費	1,497,366	1,857	1,499,223
7 商工費		3,586,860	635,698	4,222,558
	1 商工費	3,586,860	635,698	4,222,558
8 土木費		23,859,883	8,454	23,868,337
	1 土木管理費	782,583	8,454	791,037
9 消防費		5,207,994	615	5,208,609
	1 消防費	5,207,994	615	5,208,609
10 教育費		16,125,307	△ 1,028	16,124,279
	1 教育総務費	1,798,644	△ 1,028	1,797,616
歳 出 合 計		165,568,489	42,974,106	208,542,595

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 歳 入

款15 国庫支出金 項 1 国庫負担金 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>						
目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 衛生費負担 金	46,570	172,379	218,949	1保健衛生費 負担金	172,379	1保健事業費負担金 <span style="float: right;">172,379</span>
計	17 ,191,868	172,379	17 ,364,247			

款15 国庫支出金 項 2 国庫補助金 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>						
目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務費補助 金	428,945	41 ,686,610	42 ,115,555	1総務管理費, 補助金	41 ,686,610	1特別定額給付金給付事業費補助金 <span style="float: right;">41 ,465,900</span> 2特別定額給付金給付事務費補助金 <span style="float: right;">220,710</span>
11 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金		591,550	591,550	1新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	591,550	1新型コロナウイルス感染症対応地方 創生臨時交付金 <span style="float: right;">591,550</span>
計	5 ,876,276	42 ,278,160	48 ,154,436			
合計	23 ,182,239	42 ,450,539	65 ,632,778			

款17 財産収入 項 1 財産運用収入 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>						
目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
2 利子及び配 当金	27,842	8	27,850	1利子及び配 当金	8	1新型コロナウイルス感染症対策基金 運用利子 <span style="float: right;">8</span>
計	297,941	8	297,949			
合計	356,877	8	356,885			

款19 繰入金 項 2 基金繰入金 <span style="float: right;">(単位 千円)</span>						
目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
10 財政調整基 金繰入金		523,559	523,559	1財政調整基 金繰入金	523,559	1財政調整基金繰入金 <span style="float: right;">523,559</span>
計	1 ,356,700	523,559	1 ,880,259			

款19 繰入金 項 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
合計	1 ,560,441	523,559	2 ,084,000			

## 2 歳 出

### 款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	4 , 431, 052	△ 6, 436	4 , 424, 616		△ 6, 436	3職員手当等	△ 5, 774	1総務一般管理費 △ 6, 436
						4共済費	△ 662	
8 地域振興費	1 , 909, 820	41 , 686, 610	43 , 596, 430	国 41 , 686, 610		3職員手当等	2, 720	1特別定額給付金事 業費 41 , 686, 610
						10需用費	7, 300	
						11役務費	84, 148	
						12委託料	118, 589	
						13使用料及び 賃借料	7, 953	
						18負担金補助 及び交付金	41 , 465, 900	
計	8 , 733, 979	41 , 680, 174	50 , 414, 153	国 41 , 686, 610	△ 6, 436			

### 款 2 総務費 項 2 企画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 企画調査費	272, 712	47, 070	319, 782		47, 070	10需用費	2, 003	1企画事務費 47, 070
						11役務費	40, 667	
						12委託料	4, 400	
計	5 , 069, 537	47, 070	5 , 116, 607		47, 070			

### 款 2 総務費 項 7 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 監査委員費	81, 146	△ 796	80, 350		△ 796	3職員手当等	△ 673	1監査委員事務費 △ 796



款 2 総務費 項 7 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						4共済費	△ 123	
計	81,146	△ 796	80,350		△ 796			
合計	16 ,822,901	41 ,726,448	58 ,549,349	国 41 ,686,610	39,838			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総 務費	1 ,721,051	8,268	1 ,729,319	他 8	8,260	24積立金	8,268	1新型コロナウイルス 感染症対策基金 費 8,268
3 老人福祉費	1 ,960,533	36,730	1 ,997,263		36,730	10需用費 11役務費 18負担金補助 及び交付金	100 30 36,600	1介護サービス事業 所利用自肅協力支 援事業費 36,730
計	29 ,290,733	44,998	29 ,335,731	他 8	44,990			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総 務費	3 ,237,359	269,680	3 ,507,039		269,680	10需用費 11役務費 18負担金補助 及び交付金	1,244 2,876 265,560	1子育てに関する新 型コロナウイルス 感染症対策支援事 業費 269,680
計	29 ,661,852	269,680	29 ,931,532		269,680			
合計	63 ,465,067	314,678	63 ,779,745	他 8	314,670			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
5 予防費	1 , 248, 074	287, 384	1 , 535, 458	国 172, 379	115, 005	10	需用費	2, 945	1感染症事業費 287, 384
						11	役務費	1, 071	
						12	委託料	165, 618	
						17	備品購入費	3, 000	
						19	扶助費	114, 750	
計	4 , 638, 892	287, 384	4 , 926, 276	国 172, 379	115, 005				
合計	8 , 701, 455	287, 384	8 , 988, 839	国 172, 379	115, 005				

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
3 農業振興費	502, 592	1, 857	504, 449		1, 857	11	役務費	889	1農業振興対策事業 費 1, 857
						12	委託料	968	
計	1 , 497, 366	1, 857	1 , 499, 223		1, 857				
合計	4 , 645, 873	1, 857	4 , 647, 730		1, 857				

款 7 商工費 項 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 商工総務費	358, 922	591, 550	950, 472	国 591, 550		12	委託料	591, 550	1商工一般管理事務 費 591, 550
3 金融対策費	545, 062	44, 148	589, 210		44, 148	12	委託料	300	1緊急経営基盤安定 資金貸付事業費 44, 148
						18	負担金補助 及び交付金	43, 848	
計	3 , 586, 860	635, 698	4 , 222, 558	国 591, 550	44, 148				

款 8 土木費 項 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 土木総務費	782,583	8,454	791,037		8,454	10需用費	8,454	1防災事務費 8,454
計	782,583	8,454	791,037		8,454			
合計	23 ,859,883	8,454	23 ,868,337		8,454			

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 常備消防費	3 ,737,753	615	3 ,738,368		615	17備品購入費	615	1消防活動費 615
計	5 ,207,994	615	5 ,208,609		615			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	1 ,215,005	△ 1,028	1 ,213,977		△ 1,028	3職員手当等 4共済費	△ 899 △ 129	1事務局一般管理費 △ 1,028
計	1 ,798,644	△ 1,028	1 ,797,616		△ 1,028			
合計	16 ,125,307	△ 1,028	16 ,124,279		△ 1,028			

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 〔年間支給率 (月分)〕	地域手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		34,332	9,254 市長 (1.70) 副市長 (2.55)		134	43,720	6,415	50,135	通勤手当 134
	議 員	37	268,320		110,235 (3.40)			378,555	94,306	472,861	
	その他の 特別職	84	37,135	24,300	7,489 (2.55)		330	69,254	5,892	75,146	通勤手当 330
	計	124	305,455	58,632	126,978		464	491,529	106,613	598,142	通勤手当 464
補 正 前	長 等	3		34,332	14,105 (3.40)		134	48,571	6,951	55,522	通勤手当 134
	議 員	37	268,320		110,235 (3.40)			378,555	94,306	472,861	
	その他の 特別職	84	37,135	24,300	9,984 (3.40)		330	71,749	6,270	78,019	通勤手当 330
	計	124	305,455	58,632	134,324		464	498,875	107,527	606,402	通勤手当 464
比 較	長 等				△ 4,851			△ 4,851	△ 536	△ 5,387	
	議 員										
	その他の 特別職				△ 2,495			△ 2,495	△ 378	△ 2,873	
	計				△ 7,346			△ 7,346	△ 914	△ 8,260	

2 一 般 職（会計年度任用職員以外の職員）

（1）総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(72) 3,003		11,032,004	8,221,087	19,253,091	3,574,364	22,827,455	
補 正 前	(72) 3,003		11,032,004	8,218,367	19,250,371	3,574,364	22,824,735	
比 較				2,720	2,720		2,720	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外数

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	807,074
	補 正 前	804,354
	比 較	2,720

（2）職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考
職 員 手 当	2,720	特別定額給付金事業費の増分	2,720	超過勤務手当 2,720

議案第 8 8 号

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
富山市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 6 2 号）  
の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（公衆衛生業務手当の特例）

1 7 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 1 1 号）第 1 条に規定するものをいう。以下同じ。）に感染するおそれのある区域として市長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、公衆衛生業務手当を支給する。この場合において、別表第 6 の 8 の項第 1 号の規定は、適用しない。

1 8 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、3, 0 0 0 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富山市職員の給与に関する条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 8 9 号

令和 2 年 6 月の特別職の職員の期末手当の特例に関する条例制定の件

令和 2 年 6 月の特別職の職員の期末手当の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

富山市長 森 雅 志

令和 2 年 6 月の特別職の職員の期末手当の特例に関する条例  
(市長の期末手当)

第 1 条 市長の令和 2 年 6 月に支給される期末手当の額については、市長及び副市長の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 6 号）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、零とする。

(副市長等の期末手当)

第 2 条 副市長、政策監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の令和 2 年 6 月に支給される期末手当の額の算定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用する。

市長及び副市長の給与に関する条例第 4 条第 2 項	1 0 0 分の 1 7 0	1 0 0 分の 8 5
富山市特別職の指定等に関する条例（平成 2 4 年富山市条例第 2 8 号）第 5 条第 2 項	1 0 0 分の 1 7 0	1 0 0 分の 8 5
富山市教育長の給与等に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 7 号）第 4 条第 2 項	1 0 0 分の 1 7 0	1 0 0 分の 8 5
富山市公営企業の管理者の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 9 号）第 4 条第 2 項	1 0 0 分の 1 7 0	1 0 0 分の 8 5

富山市常勤の監査委員の 給与等に関する条例（平 成17年富山市条例第5 8号）第4条第2項	100分の170	100分の85
--	----------	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 90 号

富山市新型コロナウイルス感染症対策基金条例制定の件  
富山市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定める。  
令和2年5月1日提出

富山市長 森 雅 志

富山市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 本市の新型コロナウイルス感染症対策並びに市民及び新型コロナウイルス感染症に関する医療、療養等に係る役務に従事する者に対する支援等の実施に要する経費に充てるため、富山市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、本市の新型コロナウイルス感染症対策並びに市民及び新型コロナウイルス感染症に関する医療、療養等に係る役務に従事する者に対する支援等を実施するための財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、本市の新型コロナウイルス感染症対策並びに市民及び新型コロナウイルス感染症に関する医療、療養等に係る役務に従事する者に対する支援等を実施するための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 2 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年5月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 3 号

富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 森 雅 志

富山市市税条例の一部を改正する条例

富山市市税条例（平成 1 7 年富山市条例第 1 0 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 2 9 条の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 4 5 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 6 8 条第 9 項及び第 1 0 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項」に改める。

第 6 8 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」に改める。

第 8 3 条の次に次の 1 条を加える。

（現所有者の申告）

第 8 3 条の 2 現所有者（法第 3 8 4 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記

載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第84条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第106条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第108条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第108条第1項中「第106条第2項」を「第106条第3項」に改める。

第157条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、

第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第17条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第20条第2項を削り、同条第3項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第15条第33項第1号イ」を「第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第15条第33項第1号ロ」を「第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「第15条第33項第1号ニ」を「第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第15条第33項第1号ホ」を「第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「第15条第33項第2号イ」を「第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「第15条第33項第2号ロ」を「第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

附則第20条第11項中「第15条第33項第3号イ」を「第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「第15条第33項第3号ロ」を「第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第15条第33項第3号ハ」を「第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「第15条第44項」を「第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「第15条第47項」を「第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項を同条第16項とする。

附則第 37 条第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 44 条第 1 項から第 5 項まで及び第 45 条第 1 項中「第 19 項」を「第 18 項」に改める。

附則第 48 条中「第 23 項、第 24 項、第 40 項、第 43 項、第 44 項若しくは第 50 項」を「第 37 項、第 38 項、第 44 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の富山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 29 条の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 29 条の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第 29 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 31 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 83 条の 2 の規定は、施行日以後に同条に規定する現所

有者であることを知った者について適用する。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第48条の規定の適用については、同条中「第44項若しくは第48項」とあるのは「若しくは第44項」とする。



報告第 3 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和2年5月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

- 1 富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 4 号

富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 森 雅 志

富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例  
富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成 3 0 年富山市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

報告第 4 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 訴えの提起の件

訴えの提起の件

ア) 当事者

原告 富山市

被告 別紙に記載のとおり

イ) 請求の要旨

賃貸店舗の明渡し並びに損害賠償金の支払

ウ) 事件に関する方針

訴訟の遂行上必要があると認める場合は、適当と認める条件で相手側と和解することができる。

専決処分番号	専決処分年月日	住 所	氏 名
1 1	令和 2年 3月 30日	富山市奥田寿町6番地市営住宅3棟126号	中田 吉秋

報告第 5 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月1日提出

富山市長 森 雅 志

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 0	令和 2年 3月27日	<p>損害賠償額 金 30,184 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名</p> <p>事由 富山市総合体育館における施設管理上の 車両破損事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生日 令和 2年 2月 7日</li> <li>・場所 富山市湊入船町地内</li> </ul>
1 2	令和 2年 3月30日	<p>損害賠償額 金 579,753 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 富山市所在 1 法人</p> <p>事由 交通事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生日 令和元年 9月 17日</li> <li>・場所 富山市五福地内</li> </ul>
1 5	令和 2年 3月31日	<p>損害賠償額 金 264,000 円</p> <p>和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名</p> <p>事由 交通事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生日 令和 2年 1月 23日</li> <li>・場所 富山市愛宕町一丁目地内</li> </ul>

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
16	令和2年4月13日	損害賠償額 金3,240円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 いたち川公園における施設管理上の傷害 事故 ・発生日 令和元年12月13日 ・場所 富山市東田地方町一丁目地内
17	令和2年4月22日	損害賠償額 金303,105円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 事由 交通事故 ・発生日 令和2年3月10日 ・場所 富山市荒川五丁目地内